

薬食発1213第1号  
平成25年12月13日

各 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長  
(公印省略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号。以下「指定薬物省令」という。）において定めているところである。

本日、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。）が別添のとおり公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定等

（1）新たに包括的に指定薬物を指定すること

次の物質群について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

2-アミノ-1-フェニルプロパン-1-オン（以下「基本骨格」という。）の2位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第1欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、3位に水素以外が結合していないか又は同表の第2欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合し、かつ、ベンゼン環の2位から6位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の2位、3位若しくは4位に同表の第3欄に掲げるいずれかの置換基が1つ結合している物であって基本骨格の2位、3位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く（以下「カチノン系化合物群」という。）。

- イ 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）に規定する覚せい剤  
 ロ 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）に規定する麻薬及び向精神薬

第1欄	第2欄	第3欄
1 メチルアミノ基	1 メチル基	1 メチル基
2 エチルアミノ基	2 エチル基	2 エチル基
3 ジメチルアミノ基		3 メトキシ基
4 ジエチルアミノ基		4 メチレンジオキシ基
5 メチルエチルアミノ基		5 フッ素原子
6 1-ピロリジニル基		6 塩素原子
		7 臭素原子
		8 ヨウ素原子

## （2）指定された物質を含む物

（1）に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となること。

## （3）所要の規定の整理

指定薬物省令中、（1）に掲げる物質群に含まれることとなる次に掲げる21物質の名称を指定薬物省令から削除したこと。ただし、当該21物質については改正省令の施行後においても、（1）に掲げる物質群に含まれる物質であることから法第2条第14項に規定する指定薬物であることに変わりはないこと。

①名称：2-(エチルアミノ)-1-フェニルブタン-1-オン及びその塩類

通称：N-Ethylbuphedrone、NEB

②名称：2-(エチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methylethcathinone

③名称：2-エチルアミノ-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)

プロパンー1-オン及びその塩類

通称 : bk-MDEA

- ④名称 : 1-(4-エチルフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパンー1-オン及びその塩類

通称 : 4-Ethylmethcathinone

- ⑤名称 : 2-(ジメチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタンー1-オン及びその塩類

通称 : 4-Methyl-N-methylbuphedrone

- ⑥名称 : 2-(ジメチルアミノ)-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパンー1-オン及びその塩類

通称 : bk-MDDMA

- ⑦名称 : 1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)ブタンー1-オン及びその塩類

通称 : α-PBP

- ⑧名称 : 1-(3-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパンー1-オン及びその塩類

通称 : 3-Fluoromethcathinone、3-FMC

- ⑨名称 : 1-(4-フルオロフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパンー1-オン及びその塩類

通称 : 4-Fluoromethcathinone、4-FMC

- ⑩名称 : 1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパンー1-オン及びその塩類

通称 : Brephedrone、4-Bromomethcathinone

- ⑪名称 : 2-(メチルアミノ)-1-フェニルブタンー1-オン及びその塩類

通称 : Buphedrone

- ⑫名称 : 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタンー1-オン及びその塩類

通称 : Pentedrone

- ⑬名称 : 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル)ブタンー1-オン及びその塩類

通称 : 4-Methylbuphedrone

- ⑭名称 : 2-メチルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ブタンー1-オン及びその塩類

通称 : bk-MBDB、Butylone

- ⑮名称 : 2-(メチルアミノ)-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)ペンタンー1-オン及びその塩類

通称 : Pentyalone

- ⑯名称 : 1-(4-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパンー1-オン及びその塩類

通称：デスエチルピロバレロン、4-MePPP

⑯名称：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ブタン-1-オン及びその塩類

通称：MDPBP

⑰名称：1-(3,4-メチレンジオキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：MDPPP

⑱名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methoxy-N,N-dimethylcathinone、N-Methylmethedrone

⑲名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類

通称：4-MeO- $\alpha$ -PVP

⑳名称：1-(4-メトキシフェニル)-2-(メチルアミノ)プロパン-1-オン及びその塩類

通称：4-Methoxymethcathinone、Methedrone

## 2. 医療等の用途の規定

上記1.(1)及び(2)に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

### (1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体及びその機関
- ③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関
- ④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

### (2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

### (3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

### (4) 犯罪鑑識の用途

### (5) (1)から(4)までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあっては、右欄に掲げる用途

カチノン系化合物群（基本骨格の2位にジメチルアミノ基、ジエチルアミノ基、メチルエチルアミノ基又は1-ピロリジニル基が結合している物を除く。）及びこれらを含有する物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
---	----------------------

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

### 3. 施行期日

公布の日（平成25年12月13日）から起算して30日を経過した日（平成26年1月12日）から施行すること。



編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 省令

○厚生労働省令第百一十八号

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第一条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十一月十三日

薬事法第一条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三十三号から第二十五号までを削り、第二十六号を第二十三号とし、第二十七号から第二十九号までを二号ずつ繰り上げ、第三十号を削り、第三十一号を第四十五号とし、第四十八号までを四号ずつ繰り上げ、第四十九号及び第五十号を削り、第六十六号を第五十九号とし、第五十一号から第六十四号までを六号ずつ繰り上げ、第六十五号を削り、第六十六号を第五十九号とし、第六十七号から第六十九号までを七号ずつ繰り上げ、第七十号及び第七十一号を削り、第七十二号を第六十三号とし、第七十三号から第七十七号までを九号ずつ繰り上げ、第七十八号を削り、第七十九号を第六十九号とし、第八十号から第八十三号までを十号ずつ繰り上げ、第八十四号から第八十八号までを削り、第八十九号を第七十四号とし、第九十号を削り、第九十一号を第七十五号とし、第九十二号から第九十五号までを十六号ずつ繰り上げ、第九十六号及び第九十七号を削り、第九十八号を第八十号とし、第九十九号から第二百二号までを十八号ずつ繰り上げ、第二百三号を削り、第二百四号を第八十五号とし、第二百五号を削り、第二百六号を第八十六号とし、第二百七号を第八十七号とし、第二百八号を第八十八号とし、第二百九号を削り、第二百十号を第八十九号とし、第二百十一号から第二百十八号までを二十一号ずつ繰り上げ、第二百十九号中「並びに」を「及び」に、「物及び」を「もの並びに」に、「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十八号とし、第二百二十号中「並びに」を「覚せい剤取締法」を「覚せい剤取締法」に改め、同号を第九十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

百二アミノ-1-エニルプロパン-1-オン(以下この号及び第二条第五号において「基

本骨格」という)の二位にアミノ基以外の置換基が結合していないか又は当該アミノ基の代わりに次の表の第一欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位に水素以外が結合していないか又は同表の第二欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合し、かつ、三位若しくは四位に同表の

六位までに水素以外が結合していないか又は当該ベンゼン環の二位、三位若しくは四位に同表の第三欄に掲げるいずれかの置換基が一つ結合している物であつて基本骨格の二位、三位及び当該ベンゼン環にさらに置換基が結合していないもの並びにこれらの塩類。ただし、次に掲げる物を除く(第二条第五号において「カチノン系化合物群」という)。

イ 覚せい剤取締法に規定する覚せい剤  
ロ 麻薬及び向精神薬取締法に規定する麻薬及び向精神薬

一 メチルアミノ基	一 メチル基
二 エチルアミノ基	二 エチル基
三 ジメチルアミノ基	三 メトキシ基
四 ジエチルアミノ基	四 メチレンジオキシ基
五 メチルエチルアミノ基	五 フッ素原子

第一欄	第二欄	第三欄
一 メチルアミノ基	一 メチル基	一 メチル基
二 エチルアミノ基	二 エチル基	二 エチル基
三 ジメチルアミノ基	三 メトキシ基	三 メトキシ基
四 ジエチルアミノ基	四 メチレンジオキシ基	四 メチレンジオキシ基
五 メチルエチルアミノ基	五 フッ素原子	五 フッ素原子

## 六 一ビロリジニル基

六 培素原子  
七 臭素原子  
八 ヨウ素原子第一条中第二十一号を第一百一号とする。  
第一条第五号の表に次のように加える。

カルボン系化合物群(基本骨格の二位にジメチルアミノ基又は一ビロリジニル基が結合している物を除く)及びこれらを含有する物

元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

附 則

## 告 示

○公正取引委員会告示第六号

日本記録メティア製品公正取引協議会から、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第十一條第一項の規定に基づく記録メティア製品の表示に関する公正競争規約(平成五年公正取引委員会告示第三号)を平成二十五年十一月二十九日をもって廃止した旨の報告があつたので告示する。

平成二十五年十一月十三日

消費者庁長官 杉本 和行

阿南 久

○国家公安委員会告示第四十七号  
道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号(道路交通法第一百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十三日

国家公安委員会委員長 古屋 吾司

第一号の表九号の項中 「鳥取県西伯郡大山町から島根県八束郡玉湯町まで」を

鳥取市高から同

市船まで 山町から島根県八束郡玉湯町まで

に改める。

附 則 この告示は、平成二十五年十一月十四日から施行する。

○法務省告示第四号

社債、株式等の振替に関する法律(平成十二年法律第七十五号)第四十四条第一項第十三号の規定に基づき、平成十五年法務省告示第三号(社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十三日 金融厅 財務省告示第三号(社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件)の一部を次のように改正する。

金融厅長官 畑中龍太郎

法務大臣 谷垣 横一

財務大臣 麻生 太郎

ノードドライ ランデスバンク ジロセントラルの項の次に次のように加える。

バンク カントナール ヴォド スイス連邦 ローザンヌ市 プラス サン・フランソワ 十四